

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特別なお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社では、各種ご契約手続きにつきまして、以下の特別なお取り扱いを実施しておりますのでご案内いたします。

1. 保険料払込猶予期間の延長

保険料のお払込みが難しい場合、お申し出をいただくことで保険料の払込猶予期間を延長いたします。

申請日	保険料のお払込猶予期間
2021年4月23日（金）から 2021年7月11日（日）まで	2022年2月28日（月）
2021年7月12日（月）以降	2022年5月31日（火）

2. 貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予

契約者貸付を受けられているご契約や保険料の自動振替貸付が適用になっているご契約において、貸付金返済のお手続きができないことによる失効（いわゆるオーバーローン失効）も、お申し出をいただくことで猶予いたします。

申請日	オーバーローン失効の猶予
2021年4月23日（金）から 2021年7月11日（日）まで	2022年2月28日（月）
2021年7月12日（月）以降	2022年5月31日（火）

3. 保険金・給付金のお取り扱い

(1) 新型コロナウイルス感染症により死亡した場合のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合、死亡保険金のお支払対象となります。

(2) 医療機関に入院した場合のお取り扱い

医師の指示により医療機関に入院された場合には、入院給付金のお支払対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症の治療のために入院された場合
- ・新型コロナウイルス感染症と疑われる症状があり、その治療のために入院された場合
※検査の結果「陰性」と判定された場合もお支払対象となります。

(3) 新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養した場合のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症に罹患された方が、医療機関の事情などにより必要な入院治療を受けられず、臨時施設（ホテルなどの滞在型施設）やご自宅にて医師または保健所等の管理下で療養された場合、入院給付金のお支払対象となります。

(4) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種により入院・死亡した場合のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症予防のためのワクチン接種を原因として入院・死亡された場合、入院給付金・死亡保険金のお支払対象となります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な入院治療を受けられなかった場合のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症以外の傷病での入院治療において、入院が必要にもかかわらず、医療機関の事情などにより「自宅またはその他医療機関と同等とみなせる臨時施設等での療養を指示された」場合には、弊社所定の医師の証明書等をご提出いただくことで、その期間についても入院給付金のお支払対象となります。

(6) オンライン診療および電話診療のお取り扱い

医療費の発生しているオンライン診療および電話診療は、新型コロナウイルス感染症に限らず、通院給付金特約等の保障対象となる「通院」とみなして通院給付金のお支払対象となります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に罹患された方のご請求手続きについて、以下のとおり特別なお取り扱いを行います。

① 入院給付金のご請求手続きについて

責任開始日（または復活日、復旧日、中途付加日）から2年以内に開始した入院のご請求であっても簡易請求（※1）にてお取り扱いします。また、ご契約内容、ご契約の形態によって必要となる公的書類の提出を一部省略可能とします。

※1 簡易請求：「保険会社所定の診断書」にかえて「病院発行の領収書・診療明細書・退院証明書」等による手続き

② 臨時施設や自宅で療養した場合の入院給付金のご請求手続きについて

医療機関の事情などにより必要な入院治療を受けられず、臨時施設（ホテルなどの滞在型施設）やご自宅で療養される場合、医師または市区町村・保健所等の発行する証明書（※2）をご提出いただくことで入院給付金のご請求が可能です。

※2 新型コロナウイルス感染症に罹患されたこと、および療養期間のご証明が必要です。（証明書類例）

- 就業制限通知書、就業制限解除通知書
- 宿泊・自宅療養証明書

【入院給付金のご請求手続きに関する補足】

- ・療養期間が10日以内の場合、医師または市区町村・保健所等が発行する療養期間のご証明書にかえて、「新型コロナウイルス感染症専用 療養申出書」にて療養期間をご申告いただくことでお取り扱いします（「新型コロナウイルス感染症に罹患されたこと」のご証明書は必要ですのでご注意ください）。お手続きに必要な書類については、こちらをご確認ください。

[新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における給付金請求＜請求可否・書類確認シート＞](#)

- ・入院給付金のご請求はCyberCenterでお手続き可能です。

お手続き方法の詳細はこちらをご確認ください。

[スマートフォンによる給付金請求手続きをご活用ください](#)

*CyberCenterでお手続きいただく場合の印刷用ファイルはこちら

[給付金請求書（兼保険料払込免除請求書）](#)

[新型コロナウイルス感染症専用 療養申出書](#)

③ 死亡保険金のご請求手続きについて

ご契約内容、ご契約の形態によって必要となる公的書類の提出を一部省略可能とします。

なお、お手続きに必要な書類が揃わない場合は、個別に事情をお伺いし柔軟な対応を検討いたします。

4. 買増権保証特約・新買増権保証特約行使期間の延長

有効中の買増権保証特約・新買増権保証特約が付加されているご契約をお持ちのお客さままで、2021年1月7日以降に買増権行使可能期間が満了した場合に権利行使可能期間を延長いたします。延長期間は本来の行使期間満了日の翌日より6か月以内、かつ最長2022年3月31日（木）までとなります。なお、当社からの通知物に今回の特別なお取り扱いについての記載はございません。

今回の特別なお取り扱いのお申し出やご質問につきましては、担当ライフプランナーもしくは当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

なお、当社では新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、お電話（ビデオ通話含む）や郵送等によるお手続きを推奨しております。また、お問い合わせ等の増加に伴い、カスタマーサービスセンターにつきましては、お電話がつながりにくくなる場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ窓口>

プルデンシャル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-810740（通話料無料）

受付時間：平日 9:00～18:00、土日 9:00～17:00

（祝休日・12/31～1/3 は休業）

※ご希望のお手続きによっては、カスタマーサービスセンターから担当ライフプランナーへ対応を代わらせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

【以下のお取り扱い、終了いたしました】

1. 保険料払込猶予期間の延長（2020年12月31日以前のお申し出分）
2. 貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2020年12月31日以前のお申し出分）
3. 契約者貸付の利息免除（2020年2月18日～2020年9月30日の契約者貸付受付分）
4. 契約者貸付の利息免除（2021年1月7日～2021年3月31日の契約者貸付受付分）

5.保険料払込猶予期間の延長（2021年1月8日～2021年4月22日までお申し出分）

6.貸付金の返済ができないことによる保険契約の失効に関する猶予期間の延長（2021年1月8日～2021年4月22日までお申し出分）